



伊丹市の個人情報保護制度



皆さんの大切な個人情報を守るための 個人情報保護条例です

情報化社会の急速な進展により、個人情報が大量に、そして広範囲にわたって収集されたり、利用されたりしています。

情報社会は、わたしたちの生活に豊かさや便利さをもたらしましたが、同時に個人情報の不適正な取り扱いや誤った個人情報の使用により、わたしたちの権利や利益を侵害するおそれを生じさせています。

そこで、伊丹市では、このような情報社会の進展に対し、個人の権利や利益の侵害を未然に防止するため、平成17年4月より個人情報の取り扱いのルールを定めた「伊丹市個人情報保護条例」を施行しています。

個人情報とは？

氏名・住所・生年月日・職業・収入・財産など、個人に関するあらゆる情報で、本人を特定できるすべての情報をいいます。

また、それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定することができる情報も含まれます。

実施機関とは？

市長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、消防長、公営企業管理者、議会、伊丹市土地開発公社

個人情報 を適正に取り扱うためのルール

伊丹市が保有する個人情報について、それらを適正に取り扱い、保護するためのルールを定めています。コンピュータ処理をしている個人情報に限らず、公文書など手書き処理の個人情報も、保護の対象としています。

1 収集の制限

市が個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、必要な範囲内で、原則として本人から直接収集します。また、思想・信条・宗教など、その取扱いに注意を要する情報は、原則として収集しません。



2 利用・提供の制限

目的の範囲をこえて、個人情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則として行いません。

3 適正な管理

個人情報は、最新のものを正確に保有するようにします。漏えい・滅失・改ざんなどがないよう適正に管理し、不要になった情報は、すみやかに消去します。

4 個人情報取扱事務の届出、目録の閲覧

個人情報を取り扱う事務の内容について、「個人情報取扱事務登録届出書」を作成し、総務部総務課（本庁）及び図書館1階行政資料コーナーで、誰でも自由に閲覧できるようにします。

5 罰則

職員（職員であった者を含む。）などが、正当な理由がないのに電子処理した個人情報のデータベースの提供をしたときなどには、罰則が科せられます。



開示・訂正・削除を求める権利など

1 開示請求権

市が保有している自分の情報（公文書に記録されているものに限る）の開示を請求することができます。

●開示しない場合も●

開示請求の対象となっている個人情報とは原則として開示されますが、中には開示することによって第三者の権利や公共の利益を損なうこととなる情報などもあります。このような個人情報については、請求されても開示しない場合があります。

●簡易な開示●

実施機関があらかじめ定めた個人情報は、口頭で請求すれば、その場で本人に開示します。

2 訂正請求権

開示された自分の情報に、事実の誤りがある場合には、開示を受けた日から90日以内にその訂正（追加、削除も含みます）を請求することができます。

3 利用停止請求権

開示された自分の情報の中に、「収集の制限」に違反して集められた情報がある場合は、開示を受けた日から90日以内にその個人情報の消去、利用、提供の停止を請求することができます。



開示請求等の手続き

請求から開示までの手続は下図のとおりです。



★決定内容に不服があるときは

開示、訂正又は利用停止するかどうかの決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。
不服申立てがあったときは、実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、改めて決定を行います。



なお、個人情報の開示請求等詳しくは、総務部総務室総務課へお問い合わせください。

伊丹市役所 総務部 総務室 総務課 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

TEL (072) 784-8015 FAX (072) 784-8151 e-mail s-somu@city.itami.lg.jp